

令和 7 年 度 年 間 監 査 計 画

兵庫県監査委員監査基準（令和 2 年 1 月 16 日制定）第 7 条第 1 項及び兵庫県監査委員監査要綱（令和 4 年 3 月 25 日改正）第 2－2－(1)に基づき、令和 7 年度年間監査計画を定める。

1 定期監査

(1) 監査の対象機関

監査対象機関を次のとおりとする。

区 分		監査対象 機関数	摘 要
本 庁		1 2 9	原則として各課室
地 方 機 関		2 7 5	出納員を置く地方機関
		1 9	出納員を置かない地方機関
	計	2 9 4	
地 方 公 営 企 業	本 庁	7	企業庁及び病院局
	地 方 機 関	1 5	企業出納員を置く地方機関
		1	企業出納員を置かない地方機関
	計	1 6	
合 計		4 4 6	

(2) 監査の執行時期

ア 本 庁

令和7年8月から9月までに実施する。

なお、令和6年度の決算審査を併せて実施するものとする。

イ 地方機関

地区を11ブロックに分け、別紙1の「令和7年度 監査等予定表」のとおり実施する。

〈11ブロック〉

神戸、阪神南、阪神北、東播磨、北播磨、中播磨、西播磨、但馬、丹波、淡路、東京

なお、神戸、阪神南、阪神北地区については、学校及び警察署とそれ以外の機関に分けて実施する。

(3) 監査の執行方法

ア 本庁、地方機関（書面監査によるものを除く。）は、実地監査（対面又はテレビ会議方式とする。以下同じ。）によるものとする。

イ 識見の監査委員（以下「識見委員」という。）が執行する地方機関の監査については、次のとおりとする。

(ア) 学校、警察署については5年毎に実地監査を実施する。

(イ) 学校、警察署以外の地方機関で、識見委員が監査を執行する地方機関は、別紙2の「識見の監査委員が監査を実施する地方機関」のとおり、隔年又は4年毎に実地監査を実施する。

(ウ) 書面監査は、実地監査を実施しなかった学校、警察署及び地方機関について実施する。

2 財政的援助団体等監査

(1) 監査の対象団体

監査対象団体については、令和6年度の団体への補助金の額等の確定後、「財政的援助団体等監査対象団体選定基準」により選定する。（10団体程度の予定）

(2) 監査の執行時期

監査対象団体の決算理事会等の終了後、随時実施する。

3 その他

(1) 監査は、別紙1の「令和7年度 監査等予定表」のとおり実施する。

具体的な日程は委員会において決定する「月間監査実施計画」による。

(2) この計画に定めのない事項については、委員会において決定し、執行するものとする。